

平成28年第20回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年10月21日(金)
場 所 光が丘第二中学校

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 長 島 良 介
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第56号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

(仮称)区政改革計画(素案)に寄せられた意見と区の考え方について

区政改革計画(案)について

練馬区公共施設等総合管理計画(素案)について

出張所跡施設活用にかかる区民意見および区の考え方について

出張所跡施設活用計画(素案)について

平成27年度決算特別委員会および平成28年度予算特別委員会における質問項目について

光が丘第四中学校の今後の対応方針案の変更について

練馬区学校施設管理基本計画(素案)について

平成28年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について

練馬区立学童クラブの運営業務委託候補事業者の決定について

練馬区ねりっこクラブ運営業務委託候補事業者の決定について

地域型保育事業の保育料の見直しについて

保育所待機児童ゼロ作戦の進捗状況について(その2)

「練馬区成人の日のつどい」の開催について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

5 視察

- (1) 光が丘第二中学校における授業

- (2) 田柄第二小ねりっこクラブ

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時27分

会議に出席した者の職・氏名

こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子

同	光が丘図書館長	桑原	修
	こども家庭部子育て支援課長	鳥井	一 弥
同	こども施策企画課長	橋間	亮 二
同	保育課長	三浦	康 彰
同	保育計画調整課長	近野	建 一
同	青少年課長	加藤	信 良
同	練馬子ども家庭支援センター所長	宮原	恵 子

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部長 大羽 康 弘

教育長

ただいまから、平成28年第20回教育委員会定例会を開催する。

本日は、光が丘第二中学校の図書室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、ありがとうございます。

また、本日は、案件の最後に視察と、午後1時15分から体育館において生徒の皆さんとの意見交換会を予定している。

本日は案件が多いが、授業の視察も予定しているので、おおむね11時半をめぐりに審議を終え、残った案件については次回に行いたいと思うので、進行については各委員のご協力をよろしく願います。

なお、本日は、教育振興部長が他の公務のため欠席させていただいている。

本日は、傍聴の方が8名いらしている。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案1件、陳情11件、協議1件、教育長報告15件、視察2件である。

(1) 議案第56号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。議案第56号、練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則。では、この議案について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

光が丘第二と大泉のところに分室をつくるということについては、既に条例を提出する際にご説明させていただいた。本日は、規則改正ということで、主に分室で行う事業・休業日・利用時間について、細かい部分を規定するという内容である。

では、ご質問、ご意見があったら、どうぞ。いかがか。

坂口委員

特に意見ではないが、これが非常に有効に使われていくように、不登校のお子さんたちが気持ちよくここで学習支援を受けていただけるようなということで、センター大泉の名称も非常によろしいと思う。

教育長

ありがとう。

外松委員

私も同じである。よりよく活動していただくために休業日や利用時間が明確になっているという規則であるので、これでよいと思う。

教育長

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第56号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第56号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳

- 情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審査〕
- (11) 平成28年陳情第1号 光が丘第四中学校の閉校方針の白紙撤回と、併設された情緒障害等通級指導学級の通級教育継続を求める陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情(1)から(10)までの10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、陳情(1)から(10)までの10件については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

また、陳情の(11)については、関連する報告が教育長報告の7番として本日提出されている。しかし、本日は出前教育委員会でもあるので、本日は報告のみを行い、陳情(11)の審査については次回以降に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

協議(1) 平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議(1)平成28年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件についても、本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、この協議案件については「継続」とする。

(1) 教育長報告

(仮称)区政改革計画(素案)に寄せられた意見と区の考え方について
区政改革計画(案)について
練馬区公共施設等総合管理計画(素案)について
出張所跡施設活用にかかる区民意見および区の考え方について
出張所跡施設活用計画(素案)について
平成27年度決算特別委員会および平成28年度予算特別委員会における質問項目について
光が丘第四中学校の今後の対応方針案の変更について
練馬区学校施設管理基本計画(素案)について
平成28年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について
練馬区立学童クラブの運営業務委託候補事業者の決定について
練馬区ねりっこクラブ運営業務委託候補事業者の決定について
地域型保育事業の保育料の見直しについて
保育所待機児童ゼロ作戦の進捗状況について(その2)
「練馬区成人の日のつどい」の開催について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は15件ご報告をする。

それでは、報告の1番についてお願いします。また、これについては報告の2番も関連する内容なので、あわせて説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この区政改革については素案の段階で教育委員会でもお示しして議論していただいた。その後、パブリックコメントを行って、その結果が出たということ、それを踏まえて素案から案に変更したということの報告であった。直したところも追加で説明をさせていただいた。

この区政改革計画について、ご質問、ご意見があればお寄せいただきたい。いかがか。

坂口委員

たくさんの資料がとどいて、私もどのような内容でというか、どのように向き合えば

よいのかなと思います、とにかく読んでみた。これを読んで、この意見は教育委員会の分野ではないのかもしれないが、この参考資料1の23ページ、161、162、163で、若者の支援について書いてある。特に、なかなか充実できない、何というのか、若者たちを支援する、例えば大学に行っていたら、大学を最後まで中退しないで行けるように、あるいは高校でも、経済的な理由で行けないような人たちの若者サポート支援はどうするかという、その辺のことが書いてあった。住まいのことについて、特に162番は印になっている。区立ではそのようなことは考えられないということかもしれないが、住居の問題は、貧困を救うことについても非常に関連があるし、このままでよいのかなと。今、学業を途中で放り出さないようにという、シェアハウスがそれぞれのNPOなど、いろいろな形で実際につくられている。そういうことで、将来の貧困を生み出さないために、区も施策を考えた方がよいのではないかと、少しそう思った。これは教育委員会の仕事ではなく、福祉かもしれないが、そのあたりは申し上げたいと思った。

教育長

どなたか答えられる方はいるか。

こども家庭部長

全体にかかわることなので私からお答えする。先ほど教育総務課長から説明があった区政改革計画案の中の、例えば、参考資料3の方策2の取組のところは私どもの所管領域であるが、区政改革は全組織を挙げて取り組むということである。もっとも私どもの所管するところが一番あるのが、参考資料3の15から19までの間だが、その中でも福祉分野、健康分野、それから、ただいまの若者のシェアハウスについては、住宅の所管の都市整備などの中で取り組んだ結果、それを総合的に今回の取組6として掲げさせていただいたところである。したがって、このご意見の中にも、当然、教育委員会ではない分野のところのご質問、ご要望も承っているところである。今回の取組6については、そのような部局がいろいろ協力をして、連携をして進めていくというのが区政改革の取組の内容である。

教育長

若者に対する対応は、なかなか今まで行政の中でも、手をつけてこなかった部分があった。引きこもりやニートなどについては前から言われてはいたけれども、有効な手立てがなかなか打ち出せないというところが、正直なところあった。これは何も練馬区だけではなく、全国的にそうであるが、それに対して、逆に行政ではなくてNPOや民間が手を差し伸べるような事業を展開し始めている。この若者の問題はさまざま多岐にわたるが、私たち行政の側も、NPOの活動をもう少し注目して、どのようなところで行政としての役割を果たせるかということ、民間がむしろ今、先導して行っているので、十分注目をして、そのような方々の声を聞きながら行っていかなければいけない分野だと思っている。ここでは端的に答えてはいるが、そのようなことも含めてお答えしているとご理解いただければありがたい。

坂口委員

確かに注目して、今、教育長がおっしゃったような、つまりどこがどのような活動をしているかということをちゃんとつかんで欲しいとは思う。よろしくお願いします。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

部長からご説明いただいたように、委員会のほうは、この2番のところであるけれども、行政としては今、特に待機児童の解消ということで、0歳から2歳に特化し、そこが少しでも、皆さんが預けられるように対応していただいているが、まだまだ保護者の中では、預けることに対する不安も、参考資料1の15ページ、91番の区民の皆様からの意見のところを読ませていただくと、少しそのようなところもあるのかなと感じた。今、行政としては、0歳児から2歳児の待機児童を何とか解消していきたい、お子さんを預けられるようにしていきたいと対策をとっているわけだが、時々ここでも話題になっていたが、3歳以降になったらどうなるのだろうか、まだ不安に思っている方もいらっしゃる方も結構いるのだなと感じた。その辺をスムーズに連携して、お子さんを預けることが可能ですということも、まだまだ周知する必要があると思った。

また、17ページの110番では、具体的に、2歳児まで自分の子供を預けることが可能だったとしても、それから後、また保育園が始まるときに空白の10日間があるのではないかと、そのような心配もされているので、その辺もまた丁寧に対応していただけたらよいと感じている。

保育計画調整課長

今、特に前段でご指摘をいただいた区の待機児童対策としては、5月に、区長が記者会見を行って、待機児童ゼロ作戦に取り組み、来年4月、待機児童を解消すべく、定員増ということで進めている。ご指摘のとおり、0歳から2歳に待機児童が集中していて、特に1歳が多いというところを受けて、待機児童の解消を目指している。3歳の受け皿をきちんと確保しながら0歳から2歳の部分に定員増の確保を傾注していかないと、今ご指摘のあった「預けられないので働けない」という切実な要望に応えることができないと考えている。お一人お一人の子育てのニーズを、窓口や電話などで聞かせていただきながら進めている。待機児童ゼロ作戦ということで0歳から2歳というところには傾注しているが、当然それ以降も、練馬こども園あるいは他の保育施設も含めて、ご相談を伺いながら進めている。ご理解いただければと思う。当然、子供たちが入学するまでの保育の関係のところは、この区政改革の中でも大きく捉えているところである。その前提の中も含めて、私どもはゼロ作戦に取り組んでいく。

こども施策企画課長

先ほど指摘のあった17ページの110についてであるが、2歳までは保育園に通って、3歳からは練馬こども園に入園される。そのときの入園式までの空白のことである。

練馬こども園は、ご案内のとおり、私立幼稚園の協力により、3歳以上の保育の受け皿として受けていただいている。しかし、これまで幼稚園としてやってきたというところでの入園式の時期などもある。今そのような実例があることは、我々としても受けとめて、区としてしっかり保護者の期待に応えられるようにしていきたい。よろしく願います。

こども家庭部長

まず、待機児童のことであるが、ことしの4月18日に、昨年度、待機児童が100名以上いる全国の自治体の区市長、または担当の職員を集めて厚生労働省で会議があった。私は、今回、区長の代理として出させていただいたが、その際にも、全国の市長たちからいろいろな要望が出された。その後、部長級の会合があって、そのときに申し上げたのが、保育所に入れないと会社をやめなければいけないと、私どもは窓口で保護者に泣かれる。厚生労働省は、待機児童だけではなくて労働政策を預かっているわけなので、入れなければやめなければいけないという制度そのものも何とか尽力をしていただきたい。現在、1歳になる段階であれば、育児休業給付金という制度があって、大抵現役のときの半額程度の補助が出る。ところが、その制度は、最長でも1歳半までに限られていて、結果的に保育所に入りにくいので育児休業をほどほどに切り上げて、そして保育所に入ってくる方も多々いる。それを少しでも、2歳でも3歳でも延長していただいて、企業に、労働政策として育児休業というものを定着していただければ、保護者の方の中にも、自宅で子供を見たいという方も多々いると思うので、そのような政策もあわせて行っていただかないと、結局、待機児童の数が多く、少ないということだけでは根本の解決にならないということも申し上げたところであり、前川区長も同様の趣旨の発言をされている。だから、待機児童対策は目の前にいるお困りの区民の方、保護者の方のためには全力で尽くしているが、一方で、国ではそのような政策も同時に進行していただかないといけないということである。

実際、3歳の壁という言葉がある。練馬区にはない。本年においても、3歳以上には、ほとんど待機児童はいない。それはなぜかということ、今までいろいろつくってきた民間保育所が、それなりに機能してきている。それから、今年から始めた練馬こども園によって受け入れができてきていること。そのようなことによって、他の区では、0歳、1歳の問題とともに3歳に入るときに行き場所がないという問題があるが、本区ではそのような課題はなくなっている。そういった意味では、何とか3歳のときの受け入れ体制は整えていきたいと思っている。

先ほど17ページの110番についても担当の課長から話があったが、総合教育会議でも申し上げたが、これは、もともとは学校には土曜日の休み、学校週5日制があるし、それから3季休業もある。そこに保育所レベルのサービスをお願いしているところである。過渡期においては、どうしても入園式があってから子供が入ってくる、卒園式が終わったら子供はそこで巣立っていくという、学校ならではの今までの考え方がある。保育所には卒園式や入園式もあるが、初めから預かっている子供たちが、ある時期になって入園式をやり、卒園式が終わっても3月31日までいる。そこにはどうしても今までの伝統というか、おのおのが培ってきた風土の違いがある。これについては今後、練馬

こども園を実施していただいている園には、さまざまなお願いをして働きかけていきたいと思っている。

いずれにしても、区独自でできることについては全力を尽くすし、引き続き都や国に求めることについては、私どもとしても求めていきたいと考えている。

外松委員

すばらしい。部長、ありがとう。そのような会議で厚生労働省に育児休業を3歳までと発言していただいたことに、本当に大きな拍手を送りたい。そのような発言をしていただくことで、厚生労働省にも現場の声として少しは伝えていくのではないかと思う。

また、17ページの110番の区民の方の意見に対しての細かい説明も、よくわかった。ありがとう。

教育長

ほかは、いかがか。

長島委員

意見であるが、22ページの157番、156番について、この教育委員会に入らせていただいているいろいろな問題があると感じる。全て子供たちの土台である部分が問題になっていて、いじめなど、その出来事に対して目を向けると全て対処療法になってしまうけれども、事前に防ごうとした場合は、道徳もそうであるが、土台である子供たちに対して、先生がどうやって教育をしていくかということだと思う。ここにもあるように、学力しかり、先生の話を生懸命聞くということもやはり土台の1つだと思う。その辺について、ここにあるように、力を入れていっていただければよいのかなと思う。もっと外部にもたくさんよい情報はあるので、その辺をどんどん入れていただき、子供たちの土台の部分をしっかりつくっていったらえれば、いじめや、それこそ自殺など、そういった問題を予防するという意味では、一番近道だと思う。ぜひ取り組んでいただきたい。

教育長

ご意見としてで、よろしいか。

長島委員

はい。

教育長

ありがとう。

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、この案件を終わらせていただく。

それでは、報告2番までいったので、3番についてお願いする。また、報告の7番、8番も関連する内容であるので、あわせて説明をお願いする。報告の順番としては、最

初に報告の3番、次に8番、最後の7番の順で説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

次は、報告の8番、資料4についてお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

続けて、案件の7番である。戻っていただいて、資料3をお手元にご用意いただきたい。よろしいか。では、説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

ざっと大量な資料をまとめて説明したので、よく関連性がわからなくなってしまっているかもしれない。少し私から補足させていただく。まず、最初に説明した練馬区公共施設等総合管理計画(素案)これは先ほど行った区政改革の案の中でも出てきたものである。今後、区立施設は改築時期を迎える。これが財政的に大変な負担になるだろうということがあって、計画的に、適切に管理していかなければいけないということで、素案を今回まとめ上げた。ただ、公共施設の中で半分以上は学校である。学校もここに全部入れ込んでしまうと相当なものになってしまうので、学校の部分だけは分けて、個別の計画ということで、先ほど2番目にご報告をさせていただいた学校施設管理基本計画というものにまとめ上げた。これらは一体のものである。半分以上が学校なので、学校の部分だけを抜き出して1つの計画を個別計画としてつくったということである。学校施設管理基本計画の中には、これから学校の施設をどのようにしていくか、改築や改修をしていかなければならないが、どのようにしていくかということが書いてある。その中で、まず適正配置というものを最初に考えていかなければいけないということがあったので、適正配置の話が出てきた。そしてまた、改修や改築を行うときの考え方、例えば何年ごとに改修を行って、何年たったら改築という方向にもっていくのかということについても、学校施設管理基本計画に書いてある。学校施設管理基本計画の中に適正配置の部分があり、今回、光が丘第四中学校の適正配置を進めているところでもあるため、関連する事項ということで、この対応方針案の変更についても一緒に説明をさせていただいた。

なお、最後に説明のあった光が丘第四中学校の今後の対応方針案の変更については、実は関連する陳情が教育委員会に出されている。ただし、冒頭申し上げたように、今日

はこのように出前の教育委員会として開催しているため、陳情の審査は後日とさせていただきます。したがって、陳情の審査を行う際に、あわせて今日お示しした光が丘第四中学校に関する資料3についてもいろいろとご質疑をいただければありがたい。今日は公共施設等総合管理計画と学校施設管理基本計画の素案について、ご質疑いただきたい。光が丘第四中学校の話に関連してご質問いただいても、もちろん結構であるが、そのような仕切りで進めさせていただければと思うので、よろしく願います。

それでは、いかがか。ご意見やご質問など、何でも結構である。今、報告した3件について、いかがか。

外松委員

感想である。本当に世間一般でも少子高齢化と言われている。練馬区は、幸い、それほど子供の数は減っていないが、やはり将来を見据えたら、高齢化が進むことは間違いないので、このように区の公共施設を総合的に見直していくことは、本当に大切なことだと感じている。

その際、今、日本の木材が注目を浴びている。木材でも高層ビルを建てるのが可能な状態に、少しずつ今なってきたようである。すぐではないが、最近の動向や、特に学校などの改築が数年後にあった場合に、そのような木材で建てるのが可能なのかという点と、それから、高齢化を見据えて学校にいる子供たちと高齢者とが、ともに過ごすようなエリアなど、これからの社会に合った視点もぜひ中に入れていただいて、少し先になるかとは思いますが、検討していただけたらありがたい。

施設給食課長

今、日本の木材が見直されているところもある。一方、学校の施設としては、耐震をしっかりとやらなくてはいけないといったところもあるので、骨組みのところは鉄筋コンクリートで進めて、耐震性を確保することを第一に考えている。ただ、一方で、教育委員の方々もご覧いただいたと思うが、豊玉第二中学校の昇降口から入ったところに、豊玉第二中学校にもともとあった木を伐採し、それをうまくアレンジして工夫した例がある。そのような工夫の部分が、ある意味では、木材のよさ、あとは椅子や机での木材の活用ということは当然できると思う。そのような活用や、また、それ以外のところも加えて、工夫や検討はできていると思う。

また、私どもが教室等を配置する中では、多目的室というものを設けているので、その活用の中でも、今、委員から話があった、子供たち、場合によっては地域の方々も踏まえた形での交流も当然考えられると思っている。

外松委員

耐震や耐火という点は非常に大事なことである。今、耐震や耐火に対しても研究がされてきて、耐震面でも可能な限り大丈夫というところで、そのような木材を使った高層ビルが少しずつ可能になりつつある。そのような現状であるから、すぐにということではない。そのようなことが研究開発されて、実際に確かめられた状態になっていったときに、そのようなことも検討の1つに入れていただきたい。豊玉第二中学校なども、木

材を利用したエリアがあって、本当にあれはよいことだと思っている。近い将来ということで、すぐということではないので、よろしくお願いします。

教育施策課長

先ほど話に出た高齢者施設等の、一緒に交流できるというところの関係で少し補足させていただきます。今回、資料4の3、学校施設管理基本計画の34ページ、一番後ろから1枚めくったところであるが、これから学校施設を改築するに当たり、周辺の区立施設との複合化を検討していくことを考えている。例示をもって挙げるとすれば、先ほど申し上げた高齢者施設や保育園など、そのような周辺区立施設との統合化を進めることをこれからの改築の中で検討していきたいと考えている。地域との交流を含めて、今後、学校の中にそういった機能を入れていくことができると考えている。

外松委員

ありがとう。

教育長

今も練馬中学校にはデイサービスセンターが併設されているし、また、旭丘中学校には保育園の分園が入っている。これから新しく学校を改築する際には、周辺のそのような区立施設も学校の敷地の中に一緒につくっていかうということである。複合化と私たちは呼んでいるが、それをある意味、標準化していきたいと思っている。

外松委員

やはり、だんだんと今までとは変わってくる。

教育長

そうである。
ほかはいかがか。

長島委員

資料4の3の学校施設の改築事業のところ、先ほども話があったように、予算の部分が非常にこれから大変になってくる。視察させていただいて、私も以前、建築の仕事をしていたので感じたのが、工事費についてである。今この資料で初めて拝見したが、開進第四中学校と豊玉第二中学校の工事費が坪単価で20万円ぐらい違う。20万円は大きな金額である。そのようなところも見ていただけるとよいと思った。

教育長

ありがとう。この資料4の2では、なかなかわかりづらい。逆に本書を見たほうがわかると思う。特に今、長島委員がおっしゃっていただいた本書の10ページからは、現状についての話がある。10ページを見ていただくと、学校施設の4割が50年以上たっている。これから一気に改築のラッシュが始まる。1校当たり、大体、どの程度の金

額がかかるかということを含めて、現実の問題はきちんと押さえておいた上で、これからの学校のあり方というものも考えていかなければいけない。一方で、子供たちの数も見ていかなければいけない。そのようなことが10ページ以降に記載されているので、その辺もぜひご参照いただいて、またご意見を頂戴できればありがたい。

また、複合化や、あるいは改築をする際にどのような考え方で改築をしていくのがある。今、長島委員におっしゃっていただいたが、かなりコストダウンを図っていかなければいけないだろう。学校の施設にどうしても必要なものをきちんと決めて、標準化していく、規格化していくことも必要である。あるいは、とにかくシンプルでコンパクトな設計にしていくということも重要なことだと思う。その辺についても、この本書で触れているので、恐縮であるが、後ほどぜひご覧いただければありがたい。

外松委員

先ほど私が木材の高層ビルと言ったのは、たまたま、番組で見たのであるが、高層建築物を建てるのが可能なCLTという木材についてであった。それだと工期も非常に短く、経費もかなり安くなる。今経費の話から思い出したが、そのようなこともあるようなので、すぐに学校にということは無理だと思うが、少しずつ、今いろいろなところで始まったみたいなので、そのような情報も仕入れながら、どうしたら安い費用で学校などのいろいろな区の施設を建てたりすることができるのかについて研究していかなければいけないのではないのかと感じている。

教育長

日本の木材を使っていくということは、国家的なプロジェクトにもなっている。それについて、学校施設、いわゆる教育施設にもっともっと木材を活用したらどうかという意見は前々からあった。ここにきてまた技術的な問題や、コストの面などの問題も随分クリアしてきていることは承知しているので、十分研究をしていきたいと思っている。

外松委員

よろしく願います。

教育長

現在は、木材を使うと、最初に立てるときのコストは確かに安く、大分抑えられてきている。あとは、問題はランニングコストで、維持費や管理費がどうなのかというところで、若干、鉄筋コンクリートづくりや鉄骨づくりとの比較が課題になっているようなので、その辺も含めて研究をしていきたい。

ほかに、いかがか。

坂口委員

もう一つ、学校への期待は防災拠点である。学校のために、地域での複合化もよいと思うし、防災拠点であるとのことで地域の大事な場所でもあるし、いろいろ考えなければならぬ。今日見ていて、老朽化も進んでいるということ、80年はもちますと大き

く書いてあれば、ああ、そうかと思ったりと、いろいろ複雑な数字だと思って見ていた。

教育長

避難拠点との関係で考えることがあったら説明してもらえるか。

教育施策課長

本書の32ページをご覧ください。学校施設に求められる機能等への配慮というところで、今、学校については全ての学校が避難拠点に位置づけられている。ただ、そうはいっても、実は学校によっては体育館が2階にあったり、防災倉庫が離れたところにあるという学校もある。皆さん、体育館に来たときには、2階にあるよりは1階にあったほうが避難拠点としての機能は格段に違うだろうということもあるので、改築にあわせて体育館または防災に絡む倉庫を1階に配置して、より防災に備えた学校にしていきたいと考えている。

教育長

学校の敷地の関係で、どうしても体育館を2階に持って行って、下を教室に使ったり、別な用途に使ったりした時期があった。倉庫が2階にあっても別に支障はなかったが、避難拠点となると、当然、エレベーターも無いため、高齢者の方々が避難する際には、2階に体育館があることは非常に問題がある。これについても、今回の計画の中に、改築する際には1階に持っていくということを明記させていただいた。

ほかはいかがか。よろしいか。先ほどの光が丘第四中学校の問題もそうだが、この問題については引き続き、今後、きちんと集中して取り組まなければならない重要な課題でもあるので、もしよろしければ、この学校施設管理基本計画についてはお読みいただければありがたい。ぜひ、よろしく願います。

それでは、次に移る。報告の4番について願います。また、報告の5番も関連する内容なので、あわせて説明していただきたい。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

出張所を、平成29年であるから、来年の3月末で廃止をするということ、その後、どのように出張所の施設を使うかという、その素案が出たということで今日お示ししている。出張所の扱いそのものについては、教育委員会は所管ではない。あくまでも、最後に教育総務課長が申し上げた青少年育成地区委員会事務局がもともと出張所にあったので、その扱いの問題と、それから、新たに学童クラブの補完スペースを幾つかの箇所につくるということ、また、図書館の受取窓口を出張所の跡施設につくっていかうということ、この3点が教育委員会に関係する。この3点にかかわる質疑をいただければありがたい。いかがか。

坂口委員

出張所というものは、大変、地域の中心にあって、非常に地域住民になじんでいる場所である。非常に行きやすいところにある。例えば11番の大泉北出張所は、最近きれいになった。エレベーターがついて非常に快適になった。今まで無かった、だれでもトイレというものができている。高齢者相談センター支所となっている。私もこの説明会に出たが、そのときは何も意見は言わなかったが、このように公の場所でなじんでいる場所は、子供たちや親子、つまり赤ちゃんを連れのお母さんにとっても、ちょっと立ち寄りおむつを替えたりなどがしやすい場所なわけである。だから、高齢者相談センター支所とはなっているが、高齢者相談ではない方でも入れるような広い窓口になってほしいということが、私の願いである。

以前、私が地域集会所の話をここで申し上げたかどうか忘れたが、近くに公園がある。土砂降りの雨が降ったときに、とにかく公共の施設だからと、お母さんと子供が駆け込んだが、地域集会所は「ここは申し込んだ人しかだめです」というような言い方で追い出されたということを知り、これが非常に頭に残っている。公の場で、しかも、こんなによい場所にあるので、ここはお年寄りのエリアですということではなくて、広く受け入れるといった方針で、区の施設は全部、そのような気持ちは持っていてほしいと思う。特に非常によい場所にある出張所は高齢者だけのためではないと、それも受け入れられるような良さを持ってほしいと、そのような願いがある。

教育総務課長

本日から区民意見反映制度を行っている。素案であるので、所管で案の段階でどの程度反映するかということはあるが、ただいまいただいた意見については、意見として伝えてさせていただきたい。

教育長

さきほど、公共施設等総合管理計画の報告をしたが、実はこの中に、例えば高齢者は高齢者、子供だったら子供といふように、あまり固定化しないで、関連する人たちも受け入れられるような柔軟な施設づくりをこれからはしていかなければいけないとある。今まさにおっしゃったように、高齢者の施設だから、それ以外の人はもうシャットアウトという、そのような施設はなるべくつくらないで、地域の施設なので、いろいろな人が来るし、また、緊急避難的に訪れる方も中にはいらっしゃるかもしれないので、そのようなことを少し、ネットワーク化や、あるいはランチ化ということも含めてであるが、もう少し柔軟に考えて受け入れをしていくような施設づくりをこれからはしていこうということも、実は中に書いてあるので、ぜひそこをご覧いただければと思う。そのような考え方は今、坂口委員おっしゃったようなことも含めて、我々としてもぜひ考えていきたいと思っている。

坂口委員

願います。

教育長

ほかに、いかがか。

学童クラブの補完スペースについて説明してもらえるか。

子育て支援課長

学童クラブの補完スペースについて説明する。このスペースは、第三出張所と第五出張所に新たに設けていきたいということで提出させていただいた。この内容としては、こちらの第三、第五のそれぞれの出張所にある複合施設には、第三出張所については貫井地区区民館・学童クラブがあって、第五出張所については土支田児童館・学童クラブが併設されている。各学童クラブで子供たちの保育を行っているが、やはり1つの部屋にたくさんの子供がいるため、中には具合が悪くなったり、学童クラブが騒がしいときには、特に静かに過ごしたいと希望する子供もいる。そのような子供を別室で過ごさせるためのスペースが、この補完スペースというものである。

間取りを示させていただきたいと思うが、参考資料11の8ページをごらんいただきたい。こちらは第三出張所の説明であるが、9ページに出張所の見取り図ということで、上段が現在の状況、下段が今後の提案の内容を示している。上段の図の左側、休憩室というところがあるが、こちらは畳敷きの部屋である。ここの部分を学童クラブ等の補完スペースとして活用していきたいと考えている。

12ページ、13ページをごらんいただきたい。こちらは第五出張所と土支田児童館の建物であるが、13ページの左上のところ、下のほうに休憩室とある。こちら畳敷きの部屋であるが、ここを学童クラブの補完スペースとして活用していきたいと考えている。

教育長

図書館についても説明してもらえるか。

光が丘図書館長

図書館資料の受取窓口は、現在4カ所ある。しかしながら、沿線で見ると、東上線、それから新宿線沿いにはないため、今回、この第八出張所と上石神井出張所の跡地に図書館資料の受取窓口を設けたいと思っている。

なお、既存の4カ所では、年間貸出者数として延べ約13万人の方が利用している。この規模は、実は小竹図書館や南大泉図書館、あるいは南田中図書館と貸出件数でいくとほぼ同じ程度である。4カ所の合計ではあるが、多くの区民の方にご利用いただいているので、今回、新たに2カ所を設けたいと思っている。

教育長

第八出張所の跡と上石神井出張所の跡に図書館資料受取窓口をつくりたいということである。

ほかに何かご意見はあるか。よろしいか。

それでは、冒頭、話をしたように、これから授業の視察を予定しているため、まだ案件は残っているが、本日はここまでとさせていただき、次回、残った案件を報告させていただきたいと思っているので、よろしく願います。

それでは、一旦ここで審議は終わらせていただく。本日の定例会は、視察の終了をもって閉会とする。